平成２７年（フ）第３０６号
埼玉県草加市西町386番地８
債務者　金子　麻実
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３４２号
埼玉県川越市大字砂432番地６
債務者　松本　啓司
１　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３５０号
埼玉県川越市大字笠幡131番地47
債務者　佐古　幸枝
１　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３５３号
埼玉県所沢市林３丁目569番地の８
債務者　竹中　陽一
１　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７８号
静岡県沼津市下香貫馬場439番地の２
債務者　小嶋　勝治
１　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
静岡県伊豆の国市奈古谷2207番地の138
債務者　玉造　一江
１　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
静岡県駿東郡清水町徳倉1070番地の１　マンション桂　Ｂ－205
債務者　佐藤　祥子（旧姓勝呂）
１　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５６２号
札幌市白石区平和通３丁目北４番20―301号
債務者　山田　加代
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１４２号
札幌市東区北19条東15丁目５番14―502号
債務者　村上久美子
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１４４号
札幌市中央区南４条東４丁目１番地11　クラークイン201号
債務者　高島　　淳
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１５２号
北海道江別市野幌東町11番地の10
債務者　森　　大貴
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１６６号
札幌市北区北33条西７丁目１番18―212号
債務者　智田　鐵雄
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１７０号
札幌市西区山の手２条12丁目２番21号
債務者　藤澤　　勝（旧姓梅田）
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１７２号
札幌市東区北35条東12丁目１番７号　クレステージ北35条103号
債務者　村上みどり（旧姓蠣崎）
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１７６号
札幌市北区新川西１条３丁目１番10―101号
債務者　田丸　未来
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１８２号
札幌市中央区大通西13丁目４番地　レジディア大通公園604号
債務者　大川原明美
１　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部